



平成31年度からの 各種保険料(月額)について!

平成31年度の事業計画及び予算などを審議する第一六八回通常組合会が、去る2月28日(木)に開催され、事業計画及び予算などが承認されました。平成31年4月分からの医療分保険料、後期高齢者支援金分保険料、第2号被保険者に

係わる介護納付金分保険料、後期高齢者組合員に係わる保健事業見合い分保険料は前年度からの額を据え置くこととなりましたので、お知らせいたします。

《月額保険料》

第1種組合員	25,000円
第2種組合員	18,500円
第3種組合員	12,500円
家族	8,000円
②後期高齢者支援金分	
第1種組合員	3,000円
第2種組合員	2,000円
第3種組合員	900円
家族	2,600円
③介護納付金分保険料	
40歳〜65歳未満	4,500円
④保健事業見合い分	
後期高齢者組合員	5,000円

口座の残高不足にはご注意を!

保険料は院長先生の引落口座より、従業員分も含め、毎月口座引き落としにて徴収をさせていただいております。口座の残高不足による引き落とし不能がございませんように引落口座の残高にはご留意をお願いいたします。

〈取引金融機関〉

- ・銀行
横浜、三菱UFJ、三井住友、りそな、みずほ、神奈川、スルガ、静岡、群馬、三井住友信託、東京スター
 - ・信用組合
神奈川県歯科医師、神奈川県医師
 - ・信用金庫
川崎、湘南、さがみ、かながわ
- ※口座からの引落日につきましては、金融機関ごとに異なります。

後期高齢者支援金分：
国の示す1人当たり負担額は対前年2,352円増の61,742円となり、0歳から74歳までの全ての被保険者が原則として同額負担することになります。

支援金納付額は29年度の精算分3,009万円を差し引き、9億7,396万円と算定されました。

補助率減の関係で、1人当

医療費還付金詐欺・保険証の詐取にご注意ください!

神奈川県をはじめ全国各地で高齢者を標的にした医療費還付金詐欺が多発しております。市区町村の職員などを名乗り、「医療費の払い戻し・保険料の払い戻しがありますが、手続きが終わっていません。申請期日は本日もです!」と焦らせ、キャッシュカードを持参させコンビニエンスストアや銀行ATMの操作を誘導し、お金を振り込ませる手口です。当組合や役所等がATM操作を指示し、還付金の手続を行うことは一切ありません。電話で「医療費が戻ります」といわれましたら、一旦電話を切り、当組合(TEL045-641-5418)までお問い合わせください。また、「保険証を更新します」などと言って自宅を訪問し、保険証や通帳・印鑑などを騙し取る事例も発生しておりますので、ご注意ください。

たり月額保険料は均等割とすれば、対前年357円増の4,242円となります。国に納める支援金に見合う額を保険料に賦課するとなつた場合には、現在の保険料より組合員400円増、家族200円増となりますが、据え置きとさせていただくこととなりました。

介護納付金分：
国の示す介護保険第2号被保険者(40歳以上65歳未満)1人当たり納付額は71,871円で3,962円増となりました。2年前の精算分941万円を差し引き、対前年4億8,039万円と算定されました。

国に納める納付金に見合う額を保険料に賦課するとなつた場合には、現在の保険料より1人当たり400円増となりますが、据え置きとさせていただくことになりました。

後期高齢者支援金とは：
後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者が加入する医療制度で、都道府県ごとにすべての市区町村が加入する「広域連合」が運営し、一般の医療保険制度からは独立をしており、平成20年4月に導入されました。その財源として患者負担を除く医療給付費の約4割を現役世代からの後期高齢者支援金で支えております。

職員人事

【退職】
平成30年12月31日付

課長 本間 貴士